

## [事案 2023-224] 給付金支払等請求

・令和6年6月25日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年5月に帝王切開の手術を受けたため、令和4年9月に契約した終身医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。そして、帝王切開について5年の不担保期間を付加することを条件に、本契約の継続の余地がある旨の通知を受けたが、以下の理由により、給付金の支払いと不担保期間を3年として契約を継続することを求める。

- (1) 募集人に、過去の既往歴や次回出産時に帝王切開となることを伝えた上で契約ができるか確認した。
- (2) 募集人は、自らに告知受領権がないことを、既往歴等を伝えたときや契約時に明示しなかった。
- (3) 「今年で（帝王切開から）5年になるので大丈夫ですか」と確認すると、募集人は「はい」と返答した。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) パンフレットやご契約のしおりにて、募集人に告知受領権がないことを明示している。
- (2) 募集人が告知妨害・不告知教唆を行った事実は確認できない。
- (3) 保険契約者間の公平性を計る必要があるため、不担保期間の短縮には応じられない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、給付金の支払いおよび特定疾病の不担保期間の短縮は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。